



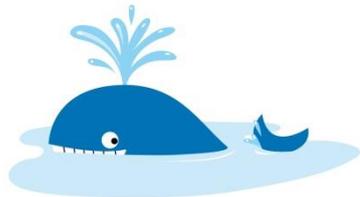
NPO法人になるためのチェックリスト

**NPO 法人は誰でもなれるというわけではなく、以下の条件が必要なんです。
 設立を考える前に、以下の項目が該当しているかをチェックしてね！**

| | 条件 | |
|---|---|--|
| ① | 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること | |
| | (ア) NPO法に定める 20 分野に該当する活動であること (裏面に記載有り!) | |
| | (イ) 特定の個人又は法人、その他の団体の利益を目的とした活動でないこと | |
| ② | 営利を目的としないこと | |
| ③ | 宗教活動、政治活動を主たる目的としないこと | |
| ④ | 特定の公職の候補者等や政党を推薦・支持すること、または反対することを目的としないこと | |
| ⑤ | 暴力団でないこと、暴力団または暴力団の構成員等の統制のもとにある団体でないこと | |
| ⑥ | 社員 (総会で議決権を持つ会員) の資格の得喪に関して、不当な条件を付けないこと | |
| ⑦ | 10 人以上の社員がいること | |
| ⑧ | 役員として 3 人以上の理事と 1 人以上の監事がいること | |
| ⑨ | 役員のうち報酬を受けるものの数が、役員総数の 3 分の 1 以下であること | |
| ⑩ | 役員は、成年被後見人や被保佐人などの役員の欠落事由に該当していないこと | |
| ⑪ | 各役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族の数が役員総数の 3 分の 1 を超えてはいないこと | |

全てあてはまらないと、
 NPO 法人にはなれないんだよ～

詳しくは八尾市版特定非営利活動法人設立・運営の手引き P 4～P7 参照！



★裏にはNPO法に定める 20 分野がのってるよ！

特定非営利活動 20 分野

①保健、医療または福祉の増進を図る活動

高齢者への様々な介護サービス、障がい者への自立支援など



②社会教育の推進を図る活動

不登校児に対するフリースクール、生涯学習の推進など



③まちづくりの推進を図る活動

地域の商店街の活性化のお手伝い、地域住民が交流できる場づくりなど



④観光の振興を図る活動

地域ブランドづくり、郷土の歴史研究など



⑤農村漁村または中山間地域の振興を図る活動

過疎化防止活動、村おこし活動など



⑥学術・文化・芸術、またはスポーツの振興をはかる活動

芸術の保護や芸術家の支援、スポーツ活動など



⑦環境の保全を図る活動

里山の保全と活用、清掃活動、緑化推進運動など



⑧災害救援活動

復旧活動への支援、義援金、救援物資などの受付と搬入など



⑨地域安全活動

地域における犯罪や事故の防止、防災の推進など



⑩人権の擁護又は平和の推進を図る活動

DVの被害者の救援 虐待防止など



⑪国際協力の活動

途上国における教育や生活支援の活動など



⑫男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

セクハラ防止活動や性差別の撤廃など



⑬こどもの健全育成を図る活動

保育園の運営、学童保育、いじめ相談など



⑭情報化社会の発展を図る活動

高齢者へのパソコン教室、地域のホームページの運営など



⑮科学技術の振興を図る活動

科学教育の推進、科学技術に対する理解の増進など



⑯経済活動の活性化を図る活動

空き店舗を活用した様々なショップの運営や、コミュニティビジネスの支援など



⑰職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動

若者へのキャリア支援など



⑱消費者の保護を図る活動

消費者への教育活動、欠陥住宅相談、悪徳商法相談室の運営など



⑲前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言又は援助の活動



⑳前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県または指定都市の条例で定める活動

